

福岡県公報

令和七年三月十四日
第五百七十九号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育職員免許状再授与審査会規則

(教育庁教職員課) …………… 1

教育委員会

福岡県教育職員免許状再授与審査会規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月十四日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二十三条第一項の規定に基づき設置する福岡県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、五人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第三条 審査会の委員は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他福岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)において必要と認められた者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 委員は、当該児童生徒性暴力等の事実と直接の人間関係又は特別の利害関係のある事案については、その議事に参与することができない。

3 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、福岡県教育庁教育総務部教職員課において処理する。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項については、審査会が定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。